

新潟市南区ゆかりの偉人マンガ製作業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、新潟市南区ゆかりの偉人マンガ製作業務の企画提案募集及び委託する場合において適用される要項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2. 委託業務名

新潟市南区ゆかりの偉人マンガ製作業務

3. 委託業務期間

契約締結日から令和 5年 3月31日（金）まで

4. 委託業務の背景・目的

令和4年、大河津分水が通水から100周年を迎える。新潟市南区ゆかりの人物「田澤実入」は、信濃川下流域の水害を激減させ、新潟平野を日本有数の豊かな穀倉地帯に変えた大河津分水路の開通に尽力した。この功績を地域内外の子どもたちに伝えることで、地域のふるさとへの愛着や誇りをはぐくみ、ふるさとへの興味関心の向上や将来の生き方を考えるきっかけにつながるものとしたい。また、事業を通じて、子どもたちや住民が郷土の歴史や偉人について学習する機会の拡充を図り、郷土の文化に対する愛護心の醸成につながることを目的とする。

5. 提案を求める事項

◎マンガの企画・製作・活用方法

- ① 田澤実入の成し遂げた偉業や人柄について、その特徴をよく表し、分かりやすい内容とする。※主に子ども（郷土について学ぶ小学校4年生）を読者と想定し、田澤実入を知るための導入となるもの
- ② 史実を押さえつつ、田澤実入の挑戦や努力など、可能な限りのストーリー性を持たせ、歴史に関心が薄い層にも読みやすく、読者をひきつけるような内容とする。
- ③ 本事業の実施にあたり、製作したマンガの効果的な活用方法について提案する。

6. マンガ製作に付随する業務

- ① 有識者による新潟市南区ゆかりの偉人マンガ製作活用検討委員会（仮称）の運営及び委員等への謝金の支払
- ② 本業務の遂行に必要な施設や関係団体及び人物に対する取材の協力依頼及び連絡調整
- ③ 本業務に必要な資料の収集及び製作

- ④ その他本業務に付随する業務（企画提案書を考慮し決定。助成事業完了報告書の作成を含む）

7. マンガの規格等

(ア) 書籍のサイズ

B6 版（横 128 mm×縦 182 mm）

- (イ) 本編（マンガ）は、100 ページ以上とする。図表等の資料を使用した内容の補足は可能とする。ただし、本編（マンガ）のみで 100 ページを超えない場合は、資料の使用を 10 ページ以内に制限する。

8. 執筆者

執筆者は新潟市や新潟県にゆかりのあるマンガ家とする（プロアマ問わず。学生も可）。

9. 成果品

- (1) 製本 1,000 部

- (2) 電子データ

PDF 形式等のデータ及びイラストレーター等で編集可能な形式による電子データを保存した CD-R 1 枚。データ容量の都合で CD-R 1 枚での納品が難しい場合は、甲と協議の上 DVD-R での納品も可能とする。

- (3) 次年度の事業展開で使用する、マンガの内容 20 ページ程度のパワーポイントによる説明資料

- (4) 防災教室等に掲示する偉人マンガパネル展用資料 A1 サイズ 10 枚程度

10. 納入方法及び納期

- (1) 受託者は、成果品を令和 5 年 2 月 28 日（火）までに納入する。

- (2) 納入先は、新潟市南区役所地域総務課とする。

11. 委託料の支払

委託料の支払は、原則として業務完了検査後、清算払とする。

12. 留意事項

受託者は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 法令遵守

受託者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。

- (2) 連絡調整

本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全か

つ円滑に実施できるようにすること。

(3) 不測の事態への対応

受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態（新型コロナウイルス感染拡大を含む）により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本業務の実施にあたり製作した成果品について生ずる一切の著作権は全て市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(8) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・本業務は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「B&G財団」という。）の実施する「ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業」の助成を受けて実施するため、B&G財団の本事業2022年度実施・募集要項の内容を厳守したうえで実施すること。
- ・成果品は、新潟市が自由に二次使用できるものとする。また、B&G財団が二次使用する場合がある。
- ・本業務仕様書に定めのない事項については、新潟市南区役所地域総務課と協議の上、決定する。